○北陸地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
七尾市矢田町壱五号脇ノ谷二番八から同市大泊町崎谷七七番一まで	前	二一・五〇～二〇八・七一メートル　九・二〇八キロメートル
	後	一二・四〇～二〇八・七一メートル　九・二〇八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十号	七尾市矢田町壱五号脇ノ谷一三番一から同市大泊町イ一番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十四日

○北陸地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
七尾市大泊町崎谷二九三番から同市大泊町参弐一〇番一まで	前	九・四〇～四一・〇〇メートル　〇・一三五キロメートル
	後	一二・五〇～四一・〇〇メートル　〇・一三五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十号	七尾市大泊町壱六二番一から同市大泊町参弐一三番一まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十四日

○北陸地方整備局告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日　北陸地方整備局長　橋場　克司

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
七尾市矢田町壱五号脇ノ谷一三番一から同市大泊町弐五三四番まで	一二・四〇～一四二・六〇メートル　八・六四六キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年三月二十四日

○北陸地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十二日　北陸地方整備局長　橋場　克司

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千三百七十七号新潟都市計画及び燕弥彦都市計画下水道事業西川流域下水道（西川処理区）

三　事業施行期間　自平成五年六月八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成五年建設省告示第千三百七十七号、平成八年建設省告示第二千三百九号、平成十年建設省告示第千五百四十二号、平成十二年建設省告示第千二百三号、平成十四年北陸地方整備局告示第四十四号、平成十八年北陸地方整備局告示第百十三号及び平成二十年北陸地方整備局告示第三十七号の事業地のうち、新潟市西蒲区高橋字ヤマハリ、針ヶ曽根及び中之口並びに西区新通字フケ、小新字大通及び板井字本田並びに南区七穂字七穂及び味方字二号並びに燕市吉田鴻巣字箱根及び下粟生津字下組地内において事業地を変更し、新潟市西蒲区河間を削る。

使用の部分　平成五年建設省告示第千三百七十七号、平成八年建設省告示第二千三百九号、平成十年建設省告示第千五百四十二号、平成十二年建設省告示第千二百三号、平成十四年北陸地方整備局告示第四十四号、平成十八年北陸地方整備局告示第百十三号及び平成二十年北陸地方整備局告示第三十七号の事業地のうち、新潟市南区西白根字江向地内において事業地を変更する。

○北陸地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十二日　北陸地方整備局長　橋場　克司

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　金沢都市計画道路事業三・四・七号　金石街道線

三　事業施行期間　自平成二十五年三月二十二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県金沢市武蔵町、安江町、本町一丁目、玉川町地内

使用の部分　なし